

東京都公報

発行
東京都

目次

48

公 告

○小笠原諸島振興開発計画の策定……………
……………（総務局行政部振興企画課）…

公 告

小笠原諸島振興開発計画の策定について

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第六条第一項の規定に基づき、小笠原諸島振興開発計画を次のとおり策定したので、同条第十項の規定に基づき公表する。

令和六年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

小笠原諸島 振興開発計画



（令和6年度～令和10年度）
令和6（2024）年8月

東京都

「小笠原諸島振興開発計画」の策定にあたって

本土から南に約1,000km離れた小笠原諸島は、父島列島、母島列島を中心に、我が国最南端の沖ノ鳥島や最東端の南鳥島を含めて、多くの島々で構成されています。多様な固有種・希少種が生息・生育し、世界自然遺産にも登録されている島々は、世界に誇る東京の宝物です。

私自身、実際に島を訪れ、ボートクルーの海や子どもたちのあふれる笑顔に魅了されました。昭和43（1968）年に日本に復帰して以降、今日の発展が実現したのは、村民の皆様や関係者の皆様の大変なご努力の賜物でございます。

一方で、復帰当初に建設された公共施設は老朽化が進み、施設更新などの対策が急務となっております。本土との交通アクセスの改善や生活基盤の整備、島内産業の活性化などにも、依然として解決すべき多くの課題が残っています。

小笠原諸島は、豊かで独特な自然環境や、独自の歴史、伝統・文化など他の地域にはない魅力と特性に恵まれています。この個性を大いに活かして、地域の更なる発展につなげていくことが大切です。「温故創新」、東京都はこれまでの小笠原諸島を支えてきた先人に学びながら、皆様と共に豊かな想像力と確かな実行力を發揮し、持続可能な新しい暮らしを追求する様々な取組を進めていきます。

今般策定した「小笠原諸島振興開発計画」では、小笠原諸島振興開発基本方針で示された「生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進」、「小笠原諸島内外の交通アクセスの整備」「自然環境の保全・再生」の3つの施策の方向の下、振興開発事業を進めていくことで、住民生活の安定・福祉の向上、移住・定住の促進を図り、小笠原諸島の自立的な発展を目指します。

村民の皆様が笑顔で安心して暮らせる、豊かな自然環境と調和した島づくりを進め、小笠原の輝く未来に向けて力強く歩んでまいりましょう。

令和6（2024）年8月

東京都知事

小池百合子



目次

第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項	
1 小笠原諸島振興開発計画の考え方	4
(1) 振興開発計画決定の意義	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画期間	
2 小笠原諸島の特徴	6
(1) 地理的特性	
(2) 自然的特性	
(3) 歴史的・文化的特性	
(4) 社会的特性	
第2章 振興開発の成果と課題	
1 これまでの取組と成果	10
2 今後の課題	11
(1) 産業の振興	
(2) 自然環境の保全・再生可能エネルギーの利用	
(3) 交通アクセス・情報通信基盤の整備	
(4) 生活環境の整備・定住の促進	
第3章 振興開発の基本的方針	
1 振興開発の基本的方針	14
2 振興開発の施策の方向	15
(1) 振興開発の施策の方向	
(2) 目標人口	
(3) 成果目標の設定及び評価	
(4) 島別の対応方針	
第4章 分野別振興開発事業計画	
1 土地の利用	18
2 交通通信の確保	24
(1) 港湾	
(2) 航路・航空路	
(3) 道路・島内交通	
(4) 情報通信	
(5) 人の往来等に要する費用の低廉化	
3 産業の振興開発	32
(1) 農業	
(2) 水産業	
(3) 商工業等	
(4) 先端技術の導入及び生産性の向上	
(5) 他産業との連携	

4	就業の促進	42
5	住宅及び生活環境の整備	43
	(1) 住宅	
	(2) 簡易水道	
	(3) 生活排水処理	
	(4) ごみ処理	
6	保健衛生の向上	50
7	福祉の増進	52
	(1) 高齢者・障害者福祉	
	(2) 児童福祉	
	(3) 地域福祉	
8	医療の確保	56
9	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止	58
	(1) 自然環境の保全・再生	
	(2) 自然公園	
	(3) 都市公園	
	(4) 海岸漂着物対策	
	(5) 公害の防止	
10	エネルギーの供給	64
11	防災及び国土保全に係る施設の整備	66
	(1) 防災対策	
	(2) 国土保全対策	
12	教育及び文化の振興	71
	(1) 教育	
	(2) 文化・スポーツ	
13	観光の開発	74
	(1) 観光資源の開発と観光振興	
	(2) 観光業と他産業の連携強化	
14	国内及び国外の地域との交流の促進	78
15	移住の促進	81
16	人材の確保及び育成	82
17	関係者間における連携及び協力の確保	84
18	帰島を希望する旧島民の帰島の促進	85
参考		
小笠原諸島振興開発特別措置法		
小笠原諸島振興開発基本方針		

表紙・裏表紙写真提供：小笠原村観光局

第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項

1

小笠原諸島振興開発計画の考え方

昭和43(1968)年に日本に復帰した後、小笠原諸島では、昭和44(1969)年度の小笠原諸島復興計画以来の数次にわたる計画により、自立的に発展していくための基礎条件を整備することなどを目的に事業が実施され、生活基盤、産業基盤等の社会資本の整備や産業の振興等において、相応の成果を上げてきたところである。

しかし、航路に限られる本土へのアクセスの困難さや、保健・医療・福祉をはじめとする生活環境の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進等、解決すべき課題は依然として残されている。

加えて、常襲する台風による風水害はもとより、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波といった自然災害に対するの備えが喫緊の課題となっている。

一方で、小笠原諸島は、我が国の南東海域に位置する国境離島でもあり、領土・領海・排他的経済水域の確保や保全、海上交通の安全確保、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等の安全上・経済上の重要な国家的役割を担っている。

また、小笠原諸島は、世界自然遺産に登録されたことが示すように、豊かで独特な自然環境を有し、特異な歴史や独自の伝統・文化など、他の地域にはない魅力と特性に恵まれている。こうした小笠原諸島の地域資源は主要産業である観光産業にとって最大の強みであり、自然環境の保全及びその持続的活用を図りながら、個性ある地域として更に発展していく可能性を秘めている。

近年、我が国では脱炭素社会やデジタル田園都市国家構想の実現が重要政策となっている。地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用や、様々な分野におけるデジタル技術の活用等の取組を積極的に推進し、本土から約1,000km離れた外海離島という地理的条件を克服する好機を迎えている。

(1) 振興開発計画策定の意義

我が国を取り巻く社会情勢が変化していく中、小笠原諸島への移住・定住を促進し、地域社会を維持・充実させていくことは重要である。小笠原諸島の振興開発を進めるに当たっては、これまでの経緯や現状を踏まえた上で課題に応じた整備を進めるとともに、産業の振興、雇用の拡大、住民生活の安定等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図りながら進めることにより、小笠原諸島の自立的発展を目指すことが必要である。

本計画は、以上のような状況を踏まえ、今後の小笠原諸島の振興開発の基本的方針と施策の方向を明らかにし、これに基づく事業を積極的に推進するために定めるものである。

(2) 計画の位置付け

ア 本計画は、令和6(2024)年4月1日施行の小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44(1969)年法律第79号）第6条第1項に基づき策定したものである。

イ 本計画は、同法第6条第4項及び第8項並びに令和6(2024)年5月8日に国が策定した「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づき、小笠原村が作成した振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえ、小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載したものである。

ウ 本計画に示す取組の実施に当たっては、主体を明確にするとともに、振興開発を担う様々な主体が相互に連携を図りながら進めていくものとする。

エ 本計画は、令和3(2021)年3月に「『未来の東京』戦略」を策定し、目指すべき「ビジョン」とその実現に向けた「戦略」を示しており、本計画の策定に当たっては本戦略との整合性を図っている。

(3) 計画期間

本計画の対象期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とする。